

## ○厚木愛甲環境施設組合聴聞規則

（平成16年6月28日）  
（規則第17号）

（趣旨）

**第1条** 行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第3章第2節及び厚木愛甲環境施設組合行政手続条例（平成16年厚木愛甲環境施設組合条例第15号。以下「条例」という。）第3章第2節に規定する聴聞について必要な事項は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、この規則に定めるところによる。

（聴聞の期日の変更）

**第2条** 法第15条第1項又は条例第15条第1項の規定による聴聞の通知を受けた当事者（法第15条第3項後段又は条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したとみなされる者を含む。）は、当該通知により指定された聴聞の期日に出頭できないことについてやむを得ない理由がある場合は、管理者に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 管理者は、前項の規定による申出又は職権により、聴聞の期日を変更することができる。

3 管理者は、前項の規定により聴聞の期日を変更した場合は、速やかに、その旨を当事者、参加人（その時までには法第17条第1項又は条例第17条第1項の求めを受諾し、許可を受けている者に限る。第9条において同じ。）及び参考人に通知しなければならない。

（関係人の参加の手続）

**第3条** 法第17条第1項又は条例第17条第1項の規定により許可を受けようとする関係人は、速やかに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの証明を記載した書面を主宰者に提出しなければならない。

2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知しなければならない。

（文書等の閲覧の手続）

**第4条** 法第18条第1項又は条例第18条第1項の規定により資料の閲覧を求めようとする当事者等は、資料閲覧請求書を管理者に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を求める場合につい

ては、口頭によりこれを行うことができる。

- 2 管理者は、閲覧を許可したときは、その場で当該資料を閲覧させるときを除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、管理者は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように閲覧の日時を定めるものとする。
- 3 聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧の請求があった場合で、管理者が当該審理において当該資料を閲覧させることができないとき（法第18条第1項後段又は条例第18条第1項後段の規定による拒否の場合を除く。）は、主宰者は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、法第22条第1項又は条例第22条第1項の規定に基づき、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名の手続）

**第5条** 管理者は、法第19条第1項又は条例第19条第1項に規定する主宰者の指名は、聴聞の通知の時までに行うものとする。

- 2 管理者は、職権により主宰者を変更することができる。
- 3 管理者は、主宰者が法第19条第2項各号又は条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭の手続）

**第6条** 法第20条第3項又は条例第20条第3項の規定により許可を受けようとする当事者又は参加人は、速やかに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参考人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第22条第2項（法第25条後段において準用する場合を含む。）又は条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって、既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

- 2 主宰者は、前項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。
- 3 補佐人の陳述は、当該当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

（参考人）

**第7条** 主宰者は、聴聞に係る事案に関する事項について専門的知識を有する者その

他適当と認める者を参考人として、聴聞の期日に出頭することを求め、意見又は事情を聴くことができる。

（陳述の制限及び秩序維持）

**第8条** 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者が当該聴聞において審理されるべき事案の範囲を超えて陳述するとき、その他議事を整理するためやむを得ないと認めるときは、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理を妨害し、若しくはその秩序を乱す者に対し、退場を命じ、又は聴聞の審理の秩序を維持するため必要な措置をとることができる。

（審理の公開）

**第9条** 管理者は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、聴聞の期日及び場所を公告するとともに、当事者、参加人及び参考人に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（陳述書の提出）

**第10条** 法第21条第1項又は条例第21条第1項の規定による陳述書の提出は、提出する者の氏名、住所、聴聞の件名に係る不利益処分の原因となる事実及び当該事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

**第11条** 法第24条第1項又は条例第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第4号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 聴聞の件名
- (2) 聴聞の期日及び場所
- (3) 主宰者の氏名及び職名
- (4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び補佐人（以下この条において「当事者及び参加人等」という。）の氏名並びに職員の氏名及び職名
- (5) 聴聞の期日に出頭しなかった当事者及び参加人等の氏名並びに当事者にあつては、出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (6) 当事者及び参加人等の陳述（陳述書が提出された場合の意見の陳述を含む。）並びに職員の説明の要旨

(7) 証拠書類等が提出されたときは、その標目

(8) その他主宰者が必要と認める事項

2 前項の調書には、書面、図画、写真その他主宰者が必要と認めるものを添付してその一部とすることができる。

3 法第24条第3項又は条例第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

(1) 意見

(2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

(3) 理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

**第12条** 法第24条第4項又は条例第24条第4項の規定により聴聞調書又は報告書の閲覧を求めようとする当事者又は参加人は、その氏名、住所及び閲覧しようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前であっては主宰者に、聴聞の終結後であっては管理者に提出しなければならない。

2 主宰者又は管理者は、前項の請求書の提出を受けた場合は、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、閲覧の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

（その他）

**第13条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、管理者又は主宰者が定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。